

創業のための資金融資にかかる保証料と利子助成制度について

産業環境課 内線 272・273

扶桑町では創業のための資金融資を受けた事業者を対象に、負担軽減と町内産業の発展及び振興を図ることを目的として、創業のための資金融資について保証料と利子の一部を助成します。

種類	補助対象	助成額
扶桑町創業等支援資金融資保証料助成金	<ul style="list-style-type: none"> ○愛知県経済環境適応資金のうち創業等支援資金融資を受けた者 ○扶桑町内に主たる事業所を有する、又は有する予定の個人及び法人 ○融資に係る保証料を一括納付した者 ○町税等の滞納がない者 	保証料の全額（借換金額に相当する保証料は除きます。100円未満切捨て）
扶桑町創業等支援資金融資利子補給助成金	<ul style="list-style-type: none"> ○愛知県経済環境適応資金のうち創業等支援資金融資を受けた者 ○扶桑町内に主たる事業所を有する、又は有する予定の個人及び法人 ○融資に係る利子を納付した者 ○町税等の滞納がない者 	支払済利子12か月分（月額の上限は1万円で、100円未満切捨て）
日本政策金融公庫融資制度に係る利子補給助成金	<ul style="list-style-type: none"> ○株式会社日本政策金融公庫から創業のために必要な資金融資を受けた者 ○扶桑町内に主たる事業所を有する、又は有する予定の個人及び法人 ○融資に係る利子を納付した者 ○町税等の滞納がない者 	支払済利子24か月分（月額の上限は1万円で、100円未満切捨て）

※扶桑町創業等支援資金融資利子補給助成金・日本政策金融公庫融資制度に係る利子補給助成金については、前年支払分を翌年1月中に申請してください。

▼申込み・問い合わせ 産業環境課 産業グループ

扶桑町中小企業振興費補助制度について

産業環境課 内線272

扶桑町では中小企業者の町内への誘致と継続した経営のための新たな設備投資事業に対する経費の一部を補助します。

▼対象

事業用の施設を町内に新設又は増設した中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者で、町税の滞納のないことが条件となります。

▼対象施設

平成29年中に新たに取得された製造業の用に供する事業用の家屋（住居に使用するものを除く。同時に取得した償却資産を含む）で固定資産税が平成30年度に課税されるもの
 ※他の補助金等の交付を受ける予定のあるものは対象となりません。

▼補助金額

対象施設に係る固定資産税相当額の2分の1

▼申請

平成31年3月11日までに申請書等を産業環境課へ提出してください。
 （申請書等の詳細は産業環境課へお問い合わせください）